鳥取市障害福祉サービス等事故報告事務取扱要領の一部を改正する要領

鳥取市障害福祉サービス等事故報告事務取扱要領(平成30年8月23日制定)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
鳥取市障害福祉サービス等事故報告事務取扱要領	鳥取市障害福祉サービス等事故報告事務取扱要領
第1 (略)	第1 (略)
(事故の範囲)	(事故の範囲)
第2 事業所が市に報告する事故は、次に掲げる場合の内、事故対象者が属する支給決定権者(以下「支給決定権者」という。)又は事業所の指定権者(以下「指定権者」という。)若しくは所在地が市であるものとする。	者が属する支給決定権者(以下「支給決定権者」という。)又は事業
(1) サービス提供中に、利用者が負傷又は死亡した場合	(1) サービス提供中に、利用者が負傷又は死亡した場合
① 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通してすべて含まれるものとする。また、利用者が事業所内にいる間は、「サービス提供中」とする。	① 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通してすべて含まれるものとする。また、利用者が事業所内にいる間は、「サービス提供中」とする。
② 「負傷」とは、事業所の過失の有無を問わず医師の保険診療を要したものを対象とする。また、医師の保険診療を要しなくても、利	

用者又はその家族等(以下「利用者等」という。)から苦情が出てい

る場合は、すべて報告の対象とする。

「死亡」には、病気死亡を含まない。ただし、死因等に疑義が生るので死亡」には、病気死亡を含まない。ただし、死因等に疑義が生

合は、すべて報告の対象とする。

用者又はその家族等(以下「利用者等」という。)から苦情が出てい

る場合及び利用者の家族に報告しておいた方がよいと判断される場

じ遺族から苦情がある場合は、すべて報告の対象とする。

④ ②及び③に該当しない場合であっても、特に施設長が報告を必要 と認めた場合は、報告の対象とする。

場合は、事業所は速やかに市へ連絡し、市の指示があれば、報告書 を再提出すること。

(2) \sim (7) (略)

第3 (略)

(事故の報告)

法により、できる限り速やかに市福祉部地域福祉課指導監査室(以 下「報告先」という。) に報告するものとする。

(1) 事故の応急措置後、電話で報告(以下「第1報」という。) するもの (1) 事故の応急措置後、電話又は必要に応じてファクシミリ等で報告 とすること。

 $(2) \sim (4)$ (略)

第5・第6 (略)

附則 (略)

じ遺族から苦情がある場合は、すべて報告の対象とする。

(新設)

⑤ 利用者が、事故発生からある程度の期間を経てから死亡に至った (④) 利用者が、事故発生からある程度の期間を経てから死亡に至った 場合は、事業所は速やかに市へ連絡し、市の指示があれば、報告書 を再提出すること。

(2) \sim (7) (略)

第3 (略)

(事故の報告)

第4 事業所は、第2に定める事故が発生したときは、次に掲げる方 | 第4 事業所は、第2に定める事故が発生したときは、次に掲げる方 法により、できる限り速やかに市福祉部地域福祉課指導監査室(以 下「報告先」という。) に報告するものとする。

> (以下「第1報」という。) するものとし、第1報が確実に到着して いることを報告先に確認すること。

 $(2) \sim (4)$ (略)

第5・第6 (略)

附則 (略)

<u>附則</u>	
この要領は、令和6年4月1日から施行する。	